

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

波 頻 毎

波 頻 温

第2 周波数割当表
〔1～7 略〕〔第1～2表 略〕
周波数割当表
〔第1～2表 同左〕
周波数割当表

第3表 10GHz～275GHz

〔略〕	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
23.2～23.55	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23.55～23.6	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第3表 10GHz～275GHz

〔同左〕	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔同左〕	23.2～23.55	固定 移動	公共業務用 一般業務用
		衛星間	電気通信業務用 公共業務用
	23.55～23.6	固定 移動	公共業務用 一般業務用
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

〔略〕	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
23.1～23.5	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23.1～23.5	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔J 1～J 295 略〕
〔別表1～1～別表11～3 略〕
〔注略〕〔J 1～J 295 同左〕
〔別表1～1～別表11～3 同左〕
〔注同左〕〔J 1～J 295 同左〕
〔別表1～1～別表11～3 同左〕
〔注同左〕

機械 標印の「 」の記載は想定やも。

〔J 1～J 295 同左〕
〔別表1～1～別表11～3 同左〕
〔注同左〕